

○法務委員会

內閣提出法律案（三件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
52	48	4				
不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案	刑事補償法の一部を改正する法律案	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案				
"	"	衆				
三、二一	三、八	三、二九				
(予)	(予)	(予)				
可 決 五 九	可 決 四 六	可 決 三、三三				
可 決 五 〇	可 決 五 二	可 決 三、三一				
三、二	三、八	三、二九				
可 決 五 〇	可 決 四 一	可 決 三、三三				
可 決 五 三	可 決 四 三	可 決 三、三五				

衆議院議員提出法律案（一件）

		番号
4	件	
案 刑事訴訟法の一部を改正する法律	名	
外 坂上富男君 (六、三、二、四) 三、五、三 名	(月 日)	提出者
三、五、三	付月日	予備送
	提出月日	本院へ
三、五、三 (予)	付委員会 託	參議院
	議員會 決	
	議本會 議	
三、五、三	付委員会 託	衆議院
繼 続 審 查	議委員會 決	
	議本會 議	
	議決議	
		備考

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、簡易裁判所判事の員数を五人増加し七百八十四人に改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加し一万千三百七十六人に改める。

三、この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、簡易裁判所判事の員数を五人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加しようとすることです。

委員会におきましては、簡易裁判所判事の五名の増員と

簡易裁判所の事件数の関連性、判事補から判事への任官の実情と任官基準、裁判官の増員の必要性等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

刑事補償法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

要旨

本法律案は、無罪の裁判等を受けた者に対する補償金算定の基準となる金額を引き上げようとするものであつて、その内容は、次のとおりである。

一、未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等により身体の拘束を受けていた場合の補償金の日額の上限を「七千二百円」から「九千四百円」に引き上げる。

二、死刑の執行を受けた場合の補償金の最高額及び加算額

を「二千五百円」から「二千五百万円」に引き上げる。

二、この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました刑事補償法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における経済事情にかんがみ、無罪の裁判等を受けた者に対する刑事補償法に基づく補償金の額を引き上げようとするものであります。その内容は、未決の拘留もしくは拘禁または自由刑の執行等により身体の拘束を受けていた場合の補償金の日額の上限を「七千二百円」から「九千四百円」に引き上げること、死刑の執行を受けた場合の補償金の最高額及び加算額を「二千五百円」から「二千五百万円」に引き上げることであります。

委員会におきましては、補償金の額の算定基準、基準日額の下限据え置きの理由、少年の保護処分取り消しに対する補償の可否、被疑者補償規程の運用等につきまして質疑が重ねられましたが、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によって御承

知願います。

質疑の後、猪熊理事より、補償金額の増額を内容とする日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る修正案が提出されましたが、政府からは同案に対し反対である旨の発言がありました。

次いで採決に入りましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、工藤理事より刑事補償制度の趣旨にかんがみ補償金額の引き上げについて早急に努力すること等を内容とする自由民主党・日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案（閣法
第五二号）

要旨

本法律案は、最近における不動産登記事務及び商業登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織を用いて不動産登記及び商業登記を行う制度の導入を図るとともに、現行の不動産登記制度の改善、合理化等を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、法務大臣の指定する登記所（指定登記所）においては、登記事務の全部または一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができる。

二、電子情報処理組織による制度の下においては、登記簿に記録されている事項の公開は、その全部または一部を証明した書面（登記事項証明書）及びその摘要を記載した書面（登記事項要約書）の交付の方法によることとし、登記事項証明書は、民法、民事執行法その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本または抄本とみなす。三、いわゆる休眠抵当権等に関する登記の抹消手続の要件を緩和する。

四、本店及び支店の両方の所在地において商業登記の申請をするべき場合でも、その本店及び支店が別に指定を受けた指定登記所の管轄区域内にあるときには、支店の所在地においてすべき申請は、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。

五、商業登記簿の閲覧を有料化する。

六、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、商業登記に係る部分等は公布の日から起算して一年を超えない範囲内の日から、右四、五に係る部分等は公布の日から起算して二年を超えない範囲内の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織を用いて不動産登記及び商業登記を行う制度の導入を図るとともに、現行の不動産登記制度の改善、合理化等を図ろうとするものであります。その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法務大臣の指定する登記所においては、登記事務の全部または一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができること、第二に、電子情報処理組織による制度の下での登記事項の公開は、登記事項証明書及び登記事項要約書の交付の方法によることとし、登記事項証明書は、民法、民事執行法その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本または抄本とみなすこと、第三に、会社の支店の所在地においてすべき登記申請手続を簡略化すること、第四に、いわゆる休眠抵当権等に関する登記の抹消手続の要件を緩和すること等であります。

委員会におきましては、登記事事処理のコンピュータ化計画の具体的な内容、登記情報の公開とプライバシーの保護、職員の処遇と研修、商業登記簿の閲覧の有料化の理由等の諸問題について質疑が行われましたほか、東京法務局板橋出張所において実情調査を行い、また、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本理事より、本法律案について反対の意見が表明されました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成されました。

成多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、工藤理事より、登記事務処理のコンピュータ化のための長期的・総合的計画を速やかに樹立すること、登記申請手続の整備を図ること等を内容とする自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。